

平成 27 年 第 1 回 東 浦 町 議 会 臨 時 会 議 案

平 成 27 年 5 月 15 日 提 出

目 次

報告第5号	工事請負契約の変更について（三丁公園整備工事（25－6））	1
承認第1号	東浦町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	3
承認第2号	東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	25
承認第3号	東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	29
承認第4号	平成26年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて	別添
議案第32号	平成27年度東浦町一般会計補正予算（第1号）	別添

報告第5号

工事請負契約の変更について（三丁公園整備工事（25－6））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年5月15日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 24 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（三丁公園整備工事（25－6））
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工 事 名 三丁公園整備工事（25－6）
- 2 路線等の名称 三丁公園
- 3 工事場所 知多郡東浦町大字藤江字三丁地内始め
- 4 契約金額 変更前 55,689,120円
変更後 55,807,920円
(118,800円の増額)
- 5 契約の相手方 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
東浦土建株式会社
代表取締役 長 坂 勝 之
- 6 変 更 理 由
園路縁石工の増工等により公園施設の基盤整備事業の進捗を図るため、工事請負契約の変更をするものである。

承認第1号

東浦町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年5月15日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例等の一部を改正する条例
(東浦町税条例の一部改正)

第1条 東浦町税条例(昭和29年東浦町条例第48号)の一部を次のように改正する。
次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後		改正前	
(均等割の税率)		(均等割の税率)	
第30条 略		第30条 略	
2 第25条第1項第3号又は第4号の者 に対して課する均等割の税率は、次の表 の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それ ぞれ当該右欄に定める額とする。		2 第25条第1項第3号又は第4号の者 に対して課する均等割の税率は、次の表 の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それ ぞれ当該右欄に定める額とする。	
法人の区分	税率	法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 アからエまで 略 オ 資本金等の額(法 第292条第1項第4 号の5に規定する資 本金等の額をいう。 以下この表及び第4 項において同じ。) を有する法人(法人 税法別表第2に規定 する独立行政法人で 収益事業を行わない もの及びエに掲げる 法人を除く。以下こ の表及び第4項にお いて同じ。)で資本金 等の額が1,000万円 以下であるものの うち、町内に有する 事務所、事業所又は 寮等の従業者(俸給、 給料若しくは賞与又 はこれらの性質を有 する給与の支給を受 けることとされる役	略	1 次に掲げる法人 アからエまで 略 オ 資本金等の額(法 人税法第2条第16号 に規定する資本金等 の額又は同条第17号 の2に規定する連結 個別資本金等の額 (保険業法に規定す る相互会社にあつて は、令第45条の3の 2に定めるところに より算定した純資産 額))を有する法人 (法人税法別表第2 に規定する独立行政 法人で収益事業を行 わないもの及びエに 掲げる法人を除く。 以下この表において 同じ。)で資本金等 の額が1,000万円以 下であるもののう ち、町内に有する事 務所、事業所又は寮	略

員を含む。)の数の 合計数(次号から第 9号までにおいて 「従業者数の合計 数」という。)が50 人以下のもの		等の従業者(俸給、 給料若しくは賞与 はこれらの性質を有 する給与の支給を受 けることとされる役 員を含む。)の数の 合計数(次号から第 9号までにおいて 「従業者数の合計 数」という。)が50 人以下のもの	
2の項から9の項まで 略		2の項から9の項まで 略	
3 略		3 略	
4 <u>資本金等の額を有する法人(保険業法 に規定する相互会社を除く。)の資本金 等の額が、資本金の額及び資本準備金 の額の合算額又は出資金の額に満た ない場合における第2項の規定の適用 については、同項の表中「資本金等 の額が」とあるのは、「資本金の額及 び資本準備金の額の合算額又は出資 金の額が」とする。</u> (法人の町民税の申告納付)			(法人の町民税の申告納付)
第46条 略		第46条 略	
2から5まで 略		2から5まで 略	
6 法人税法第81条の22第1項の規定 によって法人税に係る申告書を提出 する義務がある法人で同法第81条の 24第1項の規定の適用を受けてい るものが、同条第4項の規定の適用 を受ける場合には、当該法人及び当 該法人との間に連結完全支配関係 (同法第2条第12号の7に規定す る連結完全支配関係をいう。第48 条第3項及び第50条第2項におい て同じ。)がある連結子法人(同法 <u>第2条第12号の7</u> に規定する連結 子法人をいう。第48条第3項及び第 50条第2項において同じ。)がある 連結子法人をいう。第48条第3項 及び第50条第2項において同じ。)		6 法人税法第81条の22第1項の規定 によって法人税に係る申告書を提出 する義務がある法人で同法第81条の 24第1項の規定の適用を受けてい るものが、同条第4項の規定の適用 を受ける場合には、当該法人及び当 該法人との間に連結完全支配関係 (同法第2条第12号の7に規定す る連結完全支配関係をいう。第48 条第3項及び第50条第2項におい て同じ。)がある連結子法人(同法 <u>第2条第12号の7の3</u> に規定する連 結子法人をいう。第48条第3項及 び第50条第2項において同じ。)	

2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第50条第2項において同じ。))に限る。))については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第50条第2項において同じ。))の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第50条第2項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第48条 略

2 略

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法

条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第50条第2項において同じ。))に限る。))については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第50条第2項において同じ。))の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第50条第2項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第48条 略

2 略

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法

人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第55条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を經營する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を經營する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1) から (5) まで 略

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第57条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として、同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に

人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第55条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を經營する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を經營する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1) から (5) まで 略

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第57条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として、同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲

掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第 65 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1) から (4) まで 略

2 及び 3 略

(特別土地保有税の減免)

第 125 条の 3 町長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1) から (3) まで 略

2 及び 3 略

附 則

第 7 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 41 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 31 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 33 条の 3 及び第 33 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第 65 条 町長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1) から (4) まで 略

2 及び 3 略

(特別土地保有税の減免)

第 125 条の 3 町長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1) から (3) まで 略

2 及び 3 略

附 則

第 7 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 39 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 29 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 33 条の 3 及び第 33 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 及び 3 略

（個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第 33 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 35 条の 2 第 4 項の規定による申告書の提出（第 35 条の 3 の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 10 項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第 7 条第 10 項第 1 号に掲げる事項に変更があったときは、同条第 9 項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の 1 月 10 日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

2 及び 3 略

第 9 条 削除

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、<u>法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</u>	
4 申告特例の求めを行った者が、<u>法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。</u>	
第9条の2 当分の間、<u>所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</u>	
（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2から5まで 略	（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2から5まで 略
6 <u>法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生</u>	

緊急整備地域における法附則第 15 条第 18 項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

7 法附則第 15 条第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第 15 条第 31 項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第 15 条第 36 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第 15 条第 40 項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

12 法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(土地に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 11 条 略

(平成 28 年度又は平成 29 年度における土地の価格の特例)

第 11 条の 2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 57 条の 2 の規定にかかわらず、平成 28

6 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

(土地に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 11 条 略

(平成 25 年度又は平成 26 年度における土地の価格の特例)

第 11 条の 2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 57 条の 2 の規定にかかわらず、平成 25

年度分又は平成 29 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 28 年度適用土地又は平成 28 年度類似適用土地であって、平成 29 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 57 条の 2 の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

- 第 12 条 宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年

年度分又は平成 26 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 25 年度適用土地又は平成 25 年度類似適用土地であって、平成 26 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 57 条の 2 の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

- 第 12 条 宅地等に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年

度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税

度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税

額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準 0.7 を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例）

第12条の2 地方税法等の一部を改正す

額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準 0.7 を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例）

第12条の2 地方税法及び国有資産等所

する法律（平成 27 年法律第 2 号）附則第 18 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 の規定は、適用しない。

（農地に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 13 条 農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の特別土地保有税

在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）附則第 10 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 の規定は、適用しない。

（農地に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 13 条 農地に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の特別土地保有税

については、第123条第1号及び第130条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第123条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3から5まで 略

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

については、第123条第1号及び第130条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第123条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3から5まで 略

第16条 削除

第 75 条第	3,900 円	1,000 円
2 号ア	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 75 条第	3,900 円	2,000 円
2 号ア	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 75 条第	3,900 円	3,000 円
2 号ア	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円

	5,000 円	3,800 円	
--	---------	---------	--

(東浦町税条例等の一部改正)

第2条 東浦町税条例等の一部を改正する条例（平成26年東浦町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後

改正前

附 則

(軽自動車税の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 75 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 75 条第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2

附 則

(軽自動車税の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 75 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第	3,900円	2,000円
2号ア	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第	3,900円	3,000円
2号ア	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から

ら施行する。

(1) 及び (2) 略

(3) 第1条中東浦町税条例第75条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分を除く。)並びに附則第4条第1項及び第6条(第1条の規定による改正後の東浦町税条例(以下「新条例」という。)附則第16条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日

(4) 略

(5) 第1条中東浦町税条例第25条、第46条、第50条第1項及び第75条第1号の改正規定、同条第2号ア(「3,600円」に係る部分に限る。)及びイの改正規定並びに同条第3号の改正規定並びに附則第16条の改正規定並びに次条第4項、附則第4条第2項、第5条及び第6条(新条例附則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(6) 略

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第75条第2号ア(「3,600円」に係る部分を除く。)の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例第75条第1号、第2号ア(「3,600円」に係る部分に限る。)及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3

ら施行する。

(1) 及び (2) 略

(3) 第1条中東浦町税条例第75条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の東浦町税条例(以下「新条例」という。)附則第16条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日

(4) 略

(5) 第1条中東浦町税条例第25条、第46条、第50条及び附則第16条の改正規定並びに次条第4項、附則第5条及び第6条(新条例附則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(6) 略

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第75条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3

輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第75条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第75条第2号アの項 略

新条例 <u>附則第16条第1項</u> の表以外の部分	第75条	東浦町税条例等の一部を改正する条例（平成26年東浦町条例第24号。 <u>以下この条において「平成26年改正条例」という。</u> ）附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条
	第75条第2号ア	<u>平成26年改正条例</u> 附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
新条例 <u>附則第16条第1項</u> の表第75条第2号アの項	3,800円	3,000円

輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第75条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第75条第2号アの項 略

新条例 <u>附則第16条</u> の表以外の部分	第75条	東浦町税条例等の一部を改正する条例（平成26年東浦町条例第24号） <u>附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条</u>
	第75条第2号ア	<u>東浦町税条例等の一部を改正する条例</u> 附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
新条例 <u>附則第16条</u> の表第75条第2号アの項	3,800円	3,000円

	5,000 円	4,000 円		5,000 円	4,000 円
--	---------	---------	--	---------	---------

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中東浦町税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第5号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の東浦町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(協定避難用部分に限る。)に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

承認第2号

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求
めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年5月15日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例（昭和 36 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（国民健康保険税の減額） 第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 51 万円を超える場合には、51 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 14 万円を超える場合には、14 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 12 万円を超える場合には、12 万円）の合算額とする。 （1）略 （2）法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が <u>330,000 円</u> に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>260,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） アからカまで 略 （3）法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が <u>330,000 円</u> に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>470,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） アからカまで 略	（国民健康保険税の減額） 第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 51 万円を超える場合には、51 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 14 万円を超える場合には、14 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 12 万円を超える場合には、12 万円）の合算額とする。 （1）略 （2）法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が <u>33 万円</u> に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>245,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） アからカまで 略 （3）法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が <u>33 万円</u> に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>45 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） アからカまで 略

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年東浦町条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。 <u>ただし、附則第14項の改正規定（「<u>配当所得</u>」を「<u>利子所得、配当所得及び雑所得</u>」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。</u>	1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
2 略	2 略

承認第3号

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年5月15日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例

東浦町都市計画税条例（昭和 49 年東浦町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(納税義務者等)	(納税義務者等)
第 2 条 略	第 2 条 略
2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第 349 条の 3 第 10 項から第 12 項まで、第 23 項、第 24 項、第 26 項、 <u>第 28 項又は第 30 項から第 33 項までの規定の適用を受ける土地又は家屋</u> にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について、法第 343 条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第 349 条の 3 第 10 項から第 12 項まで、第 23 項、第 24 項、第 26 項 <u>又は第 28 項</u> の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について、法第 343 条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。
3 及び 4 略	3 及び 4 略
附 則	附 則
1 略	1 略
(<u>法附則第 15 条第 18 項の条例で定める割合</u>)	
2 <u>法附則第 15 条第 18 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 18 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1）とする。</u> (法附則第 15 条第 36 項の条例で定める割合)	(法附則第 15 条第 34 項の条例で定める割合)
3 <u>法附則第 15 条第 36 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u> (宅地等に対して課する <u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計</u>	2 <u>法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u> (宅地等に対して課する <u>平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計</u>

画税の特例)

4 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年

画税の特例)

3 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

4 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年

度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、**附則第4項**の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第4項**の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置

度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、**附則第3項**の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第3項**の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置

都市計画税額」という。)とする。

- 8** 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 4 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「**商業地等調整都市計画税額**」という。)とする。

(農地に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 9** 農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる**負担調整率**を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下

都市計画税額」という。)とする。

- 7** 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 3 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「**商業地等調整都市計画税**」という。)とする。

(農地に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 8** 農地に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる**負担水準率**を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下

「農地調整都市計画税額」という。)を
超える場合には、当該農地調整都市計画
税額とする。

表 略

(市街化区域農地に対して課する都市
計画税の課税の特例)

10 略

11 前項の規定の適用を受ける市街化区
域農地に対する附則第9項の規定の適
用については、同項中「当該農地に係る
当該年度分の都市計画税額」とあるのは
「次項の規定により算定した当該農地
に係る当該年度分の都市計画税額」とす
る。

12 附則第4項及び第6項の「宅地等」と
は法附則第17条第2号に、附則第4項
及び第7項の「前年度分の都市計画税の
課税標準額」とは法附則第25条第6項
において読み替えて準用される法附則
第18条第6項に、附則第5項、第7項
及び第8項の「商業地等」とは法附則第
17条第4号に、附則第7項から第9項
までの「負担水準」とは法附則第17条
第8号ロに、附則第9項の「農地」とは
法附則第17条第1号に、附則第9項の
「前年度分の都市計画税の課税標準額」
とは法附則第26条第2項において読み
替えて準用される法附則第18条第6項
に、附則第10項及び前項の「市街化区
域農地」とは法附則第19条の2第1項
に規定するところによる。

(読替規定)

13 法附則第15条第1項、第13項、第
17項から第24項まで、第26項、第28
項、第32項、第36項、第37項若しく
は第42項、第15条の2第2項又は第
15条の3の規定の適用がある各年度分
の都市計画税に限り、第2条第2項中

「農地調整都市計画税額」という。)を
超える場合には、当該農地調整都市計画
税額とする。

表 略

(市街化区域農地に対して課する都市
計画税の課税の特例)

9 略

10 前項の規定の適用を受ける市街化区
域農地に対する附則第8項の規定の適
用については、同項中「当該農地に係る
当該年度分の都市計画税額」とあるのは
「次項の規定により算定した当該農地
に係る当該年度分の都市計画税額」とす
る。

11 附則第3項及び第5項の「宅地等」と
は法附則第17条第2号に、附則第3項
及び第6項の「前年度分の都市計画税の
課税標準額」とは法附則第25条第6項
において読み替えて準用される法附則
第18条第6項に、附則第4項、第6項
及び第7項の「商業地等」とは法附則第
17条第4号に、附則第6項から第8項
までの「負担水準」とは法附則第17条
第8号ロに、附則第8項の「農地」とは
法附則第17条第1号に、附則第8項の
「前年度分の都市計画税の課税標準額」
とは法附則第26条第2項において読み
替えて準用される法附則第18条第6項
に、附則第9項及び前項の「市街化区
域農地」とは法附則第19条の2第1項に
規定するところによる。

(読替規定)

12 法附則第15条第1項、第11項、第
15項から第22項まで、第24項、第26
項、第30項、第34項、第35項若しく
は第40項、第15条の2第2項又は第
15条の3の規定の適用がある各年度分
の都市計画税に限り、第2条第2項中

「又は第30項から第33項まで」とあるのは「若しくは第30項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例) 14 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。	「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例) 13 地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東浦町都市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第2項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。